

第7章 人権教育・多文化共生教育

1 めざす姿

<人権教育>

子どもたちが、身の回りにある人権問題・いじめ問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切にし、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身に付けています。

<多文化共生教育>

子どもたちが互いの言語や文化、習慣を認め合い、安心して生活を送り、社会を共に生きていこうとする力を身に付けています。

2 重点目標

- 教育活動全体を通じた人権教育・いじめ防止の推進
- 学校・園、家庭、地域、関係機関等と連携した取組の推進
- 人権感覚豊かな教職員の育成と指導力の向上
- 人権教育推進計画、人権教育カリキュラムに基づいた人権教育の推進
- 児童生徒自身が主体的に、いじめや差別をなくす取組の充実
- 多文化共生の人権感覚の育成と学校全体で取り組む体制づくりの構築

3 主な取組内容

(1) 学校・幼稚園における人権教育の推進

- ①人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進める。
- ②中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図り、授業実践交流を行う。
- ③中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進める。
- ④人権教育の取組を、積極的に家庭・地域に発信する。
- ⑤学校では、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）について学習する機会を位置づける。
- ⑥「人権問題啓発ポスター」「人権問題啓発カレンダー」「人権作文集」を作成する。

(2) 鈴鹿市人権教育センターの機能強化

- ①人権教育センターを要とした学校・幼稚園の人権教育推進に向けて、人権教育センター職員による研修会等の充実や学校支援に取り組む。
- ②障がいや国籍など、様々な背景をもつ子どもたちが、遊びや活動を通じて交流できる居場所づくりに取り組む。

(3) いじめ防止の推進

- ① 鈴鹿市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止や早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応などの積極的な支援を行う。
- ② 児童生徒が主体的にいじめ防止の取組を行う。
- ③ 中学校生徒会研修会において、各学校のいじめ防止の取組を交流し、今後の各学校の取組の充実に活かす。
- ④ いじめを生まない集団づくりの取組や、教職員のいじめの問題への指導力・実践力向上に関する研修を行う。
- ⑤ 4月と11月を「いじめ防止強化月間」とし、幼稚園、小中学校において、いじめ反対の意思を示す「ピンクシャツ運動」を実施する。



いじめ防止強化月間の
チラシ配布

(4) 多文化共生教育の総合的な推進

① 多文化共生に関わる授業づくり

「日本語教育支援プロジェクト会議」にて日本語教育の取組や重点目標を定め、その計画に基づいて取組を推進する。

- ・外国人の人権に関わる理解を深め、多文化共生の人権感覚を育てる授業づくりを進める。また、各学校の多文化共生教育の取組を交流する「多文化共生教育実践E X P O」を開催する。

② 異文化を尊重しあう関係づくり

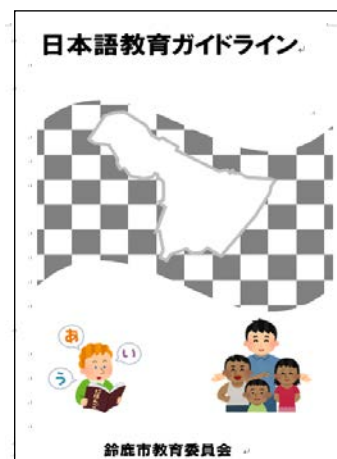
- ・「自分らしさ」を認め合う関係づくりや子どもたち一人ひとりの自尊感情を高める異文化交流の取組を学校全体で進める。

③ 家庭・地域との連携

- ・学校・幼稚園の多文化共生に関わる取組を積極的に発信し、家庭・地域と連携した取組を進める。

④ 外国人児童生徒等の就学支援

- ・日本語教育ガイドラインに基づいた外国人児童生徒等の円滑な受け入れと継続的な支援を学校全体で取り組めるよう体制を構築し、行う。
- ・外国人児童生徒等や保護者などが、学校制度等について理解を深め、夢や目標をもち学校での学習に意欲的に取り組めるよう、就学ガイダンスや進路ガイダンスを開催する。
- ・来日間もない外国人児童生徒等などの就学支援教室「コトノハ教室」を活用し、就学や学校生活への適応支援を行う。



「日本語教育ガイドライン」

4 鈴鹿市人権教育センターの取組 （所在地：鈴鹿市一ノ宮町 500-46 TEL 384-7411）

鈴鹿市内学校園の人権教育の推進拠点として機能するとともに、子どもの権利を守り、だれもが自分らしくいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざした施策の推進に努める。

（1）子どもの居場所づくり

（「共生交流ひろば」「ぬくたいひろば」「キラキラこども村」）

土曜日に、障がいのあるなしや国籍にかかわらず、多様な子どもたちが、学習や遊び、創作活動を通して交流する。その中で、仲間とつながることの喜びを感じながら、「共に生きること」について体験を通して学ぶ。



キラキラこども村

（2）中学生子どもの人権ネットワーク

市内の中学生が人権について考えたり、話し合ったりする。その内容や成果を学校へ発信し、人権を大切にする行動に結びつくようにしている。また、鈴鹿市と亀山市の生徒が参加する生徒会研修会で子どもたちが人権劇やネットワークの取組を発表する。



中学生子どもの人権ネットワーク

（3）小中学校の人権学習の取組を支援

各校での人権学習や施設見学に訪れた児童生徒に対して、職員が講師となり人権学習を行う。

また、共生社会に向けた地域の取組や様々な人権問題についての教職員研修なども行っている。



（4）ぬくたいフェスタへの参加

2004 年から共生社会の理念の普及や地域における「障がい者問題」に関する理解を深めるために、関係団体と地域住民が協働し、開催している。

誰もが自分らしくいきいきと生きられる社会の実現に向けて、子どもたちの人権学習の発表等を通じて共に考え取り組んでいる。

